第六条の二の四　法第四条の二第二項の総務省令で定める無線局は、次に掲げる無線局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するものとする。

一　特定小電力無線局のうち、次に掲げるもの

(1)　第六条第四項第二号(1)に規定するもの（同号(1)㈣に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）

(2)　第六条第四項第二号(10)に規定するもの（同号(10)㈠に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）

(3)　第六条第四項第二号(11)に規定するもの

(4)　第六条第四項第二号(12)に規定するもの（同号(12)㈢に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）

二　小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）

三　デジタルコードレス電話の無線局であつて、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。）並びに一、八九九・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。）

［四　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六条の二の四　［同上］ 一　特定小電力無線局（第六条第四項第二号(1)に規定するもの（同号(1)㈣に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）及び同号(11)に規定するものに限る。） ［新設］ 二　第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。）並びに一、八九九・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。） 三　小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。） ［四　同上］	**第六条の二の四**　［同上］ 一　特定小電力無線局（第六条第四項第二号(1)に規定するもの（同号(1)㈣に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）及び同号(11)に規定するものに限る。） 二　第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。）並びに一、八九九・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。） 三　小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。） ［四　同上］
（混信防止機能） **第九条の四**　法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。 ［一～五　略］	（混信防止機能） **第九条の四**　［同上］ ［一～五　同上］